

新しい国民体育大会を求めて

～ 国体改革 2003 ～

平成 15 年 3 月 25 日

財団法人日本体育協会

国民体育大会委員会

# 新しい国民体育大会を求めて 目 次

はじめに .....	1
国民体育大会の果たしてきた意義と役割 .....	2
国民体育大会をめぐる課題 .....	4
新しい国民体育大会の方向性 .....	6
国民体育大会改革の具体的な取り組み .....	7
【大会の充実・活性化】	
1．参加資格の見直し	
2．ふるさと選手制度（仮称）の導入	
3．予選免除の拡大	
4．参加選手の範囲	
5．女子種別の拡充	
6．中学3年生の参加競技の拡充	
7．種別の年齢区分の見直し	
8．国体独自の競技方法の見直し	
9．ドーピングコントロール検査の導入	
10．組合せ抽選会の公開	
11．公正な判定の徹底	
12．ボールゲームの組合せの改善	
13．ボランティアの育成	
【大会運営の簡素・効率化】	
1．各季別大会の見直し	
2．大会規模の適正化	
3．競技会開始式の廃止	
4．公開競技の見直し	
5．記録・情報システムの開発	
6．施設の弾力的運用	
7．近接県の競技施設の活用	
8．企業協賛制度の導入	
9．開催地選定のあり方	
10．国体ブロック枠の見直し	
おわりに .....	14
添付資料 .....	15

## 新しい国民体育大会を求めて ～ 国体改革 2003 ～

### はじめに

(財)日本体育協会(以下「本会」という。)は、わが国スポーツ界の統一組織としての立場から、国内・外のスポーツ動向を見極めつつ「21世紀の国民スポーツ振興方策」を平成13年1月に策定して、国民スポーツ振興の新たな方向性を示した。その中で、国民体育大会(以下「国体」という。)を21世紀の国民スポーツの中心的事業として位置づけるとともに、時代に即応した大会の性格やあり方について再構築し、国体の充実・活性化と簡素・効率化の視点に立った改革・改善を図ることの提言がされた。

一方、国体の開催については、長期にわたる経済の停滞により自治体の財政状況が厳しさを増す中で、平成10年8月に国体の開催予定7県から、「国体の簡素・効率化に関する要望書」(参考資料1)が本会会長及び文部大臣(現、文部科学大臣)に提出された。これを受け、本会では文部省(現、文部科学省)と協議して「今後の国体の簡素化に関する基本的方向」(参考資料2)を示し、各加盟団体をはじめとした関係機関・団体等に周知徹底を図るとともに、その改善内容に基づいた国体開催基準要項の改訂を進めてきたところである。

国民体育大会委員会(以下「国体委員会」という。)においては、このような状況を踏まえ、国体の諸問題に対する抜本的な見直しや改善を図るため、平成13年1月に国体改革案策定プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を編成した。プロジェクトにおいては、国体がこれまで果たしてきた意義と役割を明確にしつつ、現在の課題を詳細に分析し、今後のあるべき姿について8回にわたる検討を重ね、平成14年3月に大会の充実・活性化と運営の簡素・効率化を目指した「国体改革案中間まとめ」を取りまとめ、公表した。

その後、「国体改革案中間まとめ」に関して、国体実施競技団体(以下「競技団体」という。) 都道府県体育協会、開催都道府県及び全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会等から寄せられた意見・要望、さらには平成14年12月に全国知事会から提案された「国民体育大会に関する緊急決議」(参考資料3)などの要望を踏まえ、プロジェクトとして9回、プロジェクト等からの提案を受け、国体委員会として11回におよぶ検討を行った。さらに、競技団体と延21回にわたるヒアリングを行い、今回の国体改革まとめとして「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」を策定したものである。

## ．国民体育大会の果たしてきた意義と役割

国体は、戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通して国民に、とりわけ青少年に勇気と希望を与えようと、関係者の熱意と努力により、昭和 21 年に京都を中心とした京阪神地域で第 1 回大会が開催された。

以来、国体は、「広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにする。」ことを目的として、都道府県対抗及び全国持ち回り方式が導入されるとともに、本会・文部科学省・開催都道府県の三者主催等が確立された。昭和 36 年には、「スポーツ振興法」において、法令に唯一明記（第 6 条）された大会として発展を続け、冬季・夏季・秋季を合わせると、選手・役員の参加者数が 3 万人を超えるわが国最大の総合スポーツ大会に拡充してきた。

国体は、歴史的・文化的に国民スポーツの振興及びスポーツ文化の発展において、主に以下のような貢献をしてきた。

### 1．わが国のスポーツ振興

都道府県対抗及び全国持ち回り方式により地方スポーツの振興が図られ、わが国のスポーツ振興に大きく貢献するとともに、都道府県のジュニア層をはじめとした各種スポーツの普及及び競技力の向上などに大きな影響を与えてきたこと。

### 2．スポーツの社会的地位の向上

国体の開催がスポーツ振興法に明記されるなど、わが国のスポーツのシンボリックな祭典として位置づけられ、歴史的・文化的にもスポーツの社会的地位向上に寄与してきたこと。

### 3．都道府県のスポーツ施設の整備及び競技団体等スポーツ組織・体制の充実

開催都道府県においては、国体開催を契機としてスポーツ施設が整備・充実されるとともに、都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織が充実されてきたこと。

### 4．各種指導者の育成と組織化の促進

都道府県における各種指導者が国体実施競技・種目を中心とした競技者育成に携わることにより、指導者の資質向上と全国的なネットワークづくりなど、組織体制の整備に寄与してきたこと。

#### 5．郷土意識の高揚による地域の活性化

都道府県対抗の大会であり、選手や指導者並びに都道府県民の郷土意識の高揚など、地域アイデンティティーの醸成を通して地域の活性化に寄与してきたこと。

#### 6．開催地におけるスポーツ文化・教育への貢献

開催都道府県における幼児や小・中学生に対するスポーツへの動機づけなどの教育的効果、さらには住民の「するスポーツ」のみならず「みるスポーツ」への興味・関心を喚起してきたこと。

#### 7．開催地のPR及び経済効果への貢献

国体開催に伴い、開催地域の社会資本の整備（道路及び宿泊施設等）、マスコミ等の報道によるPR効果、さらには経済効果の発展に寄与してきたこと。

このように国体は、国民スポーツの普及、競技者・指導者の育成、スポーツ施設の整備、スポーツ組織の充実など、スポーツ振興体制の確立とスポーツ文化の形成に総合的に寄与してきた。

## ．国民体育大会をめぐる課題

国体は、既に昭和 63 年の第 43 回大会で二巡目に入り、半世紀以上を経過する中で、取り巻く環境は大きく変化してきている。

経済の長期的低迷は、企業スポーツの停滞を余儀なくさせ、行・財政改革による緊縮財政化が加速する中で、スポーツ行政における財政負担をいかに軽減するかが急務となっている。

また、スポーツの国際化の進展により、トップアスリートの国体への参加が必ずしも最優先とはなっていない。

このような状況下、国体をめぐって以下のような課題が顕在化しつつある。

### 1．参加人数の拡大による都道府県の負担増

国体の参加人数の規模は拡大の傾向にあり、開催都道府県においては、施設整備、大会運営、輸送、宿泊等々に関わる人的・財政的負担の増大、また、選手を派遣する都道府県においても、派遣に伴う経費の増大等が問題となるなど、大会規模の拡大に伴う負担の増大が顕在化していること。

### 2．競技ルールの変更とそれに対応する施設、設備の適合の困難さ

各競技のルールは、技術、用具、戦術等の向上に伴って、非常に早いサイクルで見直され、変更することが多くなっている。しかも、その変更は、より詳細かつ厳密に決められ、その範囲は、微細なことから使用施設の規模や付帯施設の機能に関わることまで多岐にわたる。このため、最新のルールに準拠して大会を運営したい競技団体と開催都道府県における受け入れ施設等との適合の困難さが顕在化してきたこと。

### 3．トップアスリート参加の困難さ

わが国のスポーツレベルの向上と国際化に伴い、競技ごとの国内・国際大会が過密化し、各競技団体の主要大会と国体の時期が日程的に重なることが多くなってきた。そのため、トップアスリートが国体に参加しにくい状況が見られること。

さらに、トップアスリートにおいては、国際大会につながる各種大会等を重視するため、国体参加への意識が稀薄になってきたこと。

### 4．一過的で過剰な強化策

開催都道府県における天皇杯、皇后杯獲得への意欲が、ときとして国体のための一過的で過剰な強化策（国内移動選手問題等）を誘発させることが散見さ

れる。このことは、ともすれば国体開催の本来の目的の一つである地方スポーツの振興が、第二義的に扱われる状況になっていること。

#### 5．判定・採点等に対する不公平感

スポーツが文化としての意義や価値を認められるためには、審判の公正な判定や採点等が前提になることはいうまでもない。国体において不公平な判定や採点等が行われた場合には、大会そのものの価値が問われること。

## ・新しい国民体育大会の方向性

国体委員会では、近年のわが国競技者の世界のスポーツ界における活動状況、さらにはスポーツに対する国民の関心、ニーズの多様化等に対応し、これからの時代に適応した大会の性格やあり方について検討を重ねた結果、次のような方向性を示すこととした。

### 1．新しい国体の性格・目的

これまで国体は、スポーツの普及と振興を目指して永年にわたり実施されてきたが、近年の国内・外におけるスポーツ界の状況や将来の動向を見据え、21世紀の新しい国体は、より競技性の高い、わが国最高の総合スポーツ大会として構築していく。

また、大会は都道府県ごとに編成された競技者の対抗形式による国内トップレベルの競技会とし、国際レベルを目指す競技者の発掘・育成の場として位置づけ、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象とする大会として充実・活性化を図っていく。

### 2．時代に適応した大会運営のあり方

昨今の厳しい社会・経済状況の中で、国体を開催する都道府県では、施設整備や開・閉会式などをはじめとする大会の準備・運営に関わる人的・財政的負担が増大している。また、選手を派遣する都道府県においても、それに伴う経費の増大などの諸問題も生じている。

このため、大会の準備・運営に関しては、社会・経済状況等時代に対応した簡素・効率化を目指し、改革、改善に向けて取り組んでいく。

## ・国民体育大会改革の具体的な取組み

国体が、わが国最高のスポーツ大会として理解を得るためには、都道府県や競技団体の協力・支援のもと、国体をめぐる課題を克服していかなければならない。

国体委員会では、改革の視点として、大きく「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」に関する 2 点から、具体的な課題に対応した改革に取り組むこととした。

### 【大会の充実・活性化】

#### 1. 参加資格の見直し

##### (1) 参加制限等の撤廃

トップアスリートの参加を促進するために、競技団体において定めている参加制限等の撤廃について、競技団体の理解と協力を得て、平成 17 年第 60 回大会までに進める。

##### (2) 所属都道府県の統一

成年種別において、社会人と大学生の参加資格条件が異なっていたが、平成 17 年第 60 回大会から、いずれも「居住地を示す現住所、勤務地、ふるさと」に統一する。なお、「ふるさと」については、 - 2 に明記する。

##### (3) 国内移動選手の制限

国内移動選手については、特別な場合（卒業、結婚・離婚）を除き、これまで、1 大会の間をおけば異なる都道府県からの参加が認められていたが、今後は、2 大会の間をおかなければならないこととし、平成 15 年第 58 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用することとした。

##### (4) 外国籍競技者の参加

外国籍競技者の参加については、国際化の一層の進展とこれまでの検討経緯を踏まえ、参加範囲を拡大し、平成 18 年第 61 回大会を目途に、「永住者」が学校教育法第 1 条の学校在籍の有無に拘わらず参加できるように調整を行うこととする。

また、少年種別における外国籍競技者のうち「就学生」は、わが国の文化・生活習慣等への適応を考慮して、平成 17 年第 60 回大会から、就学後 1 年間

は参加できないものとする。

なお、「永住者」、「就学生」以外の外国籍競技者の参加に関する取扱いについては、平成 15 年度中に関係機関・団体等と調整を図り、検討していく。

## 2．ふるさと選手制度（仮称）の導入

成年種別において、郷土の競技者やチームへの関心を高めるとともに、都道府県の競技力向上の推進と競技力の均衡化を図るため、平成 17 年第 60 回大会から「ふるさと選手」制度を導入する。

「ふるさと選手」制度は、概ね次の通りとするが、詳細な規定は別に定める。

(1)「ふるさと」とは、中学校又は高等学校卒業時まで在住した都道府県とする。

(2)「ふるさと選手」として出場する場合は、予め「ふるさと」登録を行うものとする。

ただし、「ふるさと選手」として出場する場合は「国内移動選手」規定外とする。

## 3．予選免除の拡大

トップアスリートの参加を促進するために、従来、オリンピック大会、アジア大会の代表選手については、ブロック予選を経ないストレート種別・種目の都道府県予選を免除していたが、これに加えて競技団体が指定する世界選手権大会等の代表選手についても都道府県予選を免除することとし、平成 15 年第 58 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用することとした。

## 4．参加選手の範囲

これまで参加選手の範囲は、概ねアマチュア競技者が中心となっていたが、近年、競技団体において、トップアスリートの位置づけが多様化している現状を踏まえ、競技団体がいわゆる「プロフェッショナル競技者」として認定していない者の参加が可能であることについて、平成 17 年度までに開催基準要項へ明示することとする。

なお、将来的には、プロフェッショナル競技者の参加も視野に入れて検討していく。

## 5．女子種別の拡充

近年におけるスポーツ界の世界的動向とわが国競技力向上の観点から、各競技における女子種別の拡充を図るため、平成 17 年度を目途に、採用実施に向けた基本方針を検討する。

## 6．中学 3 年生の参加競技の拡充

ジュニア競技者の競技レベルは、近年、格段に向上しており、国際大会での日本選手の活躍はめざましいものがある。このような状況を踏まえ、今後、関係競技団体と調整を図り、平成 18 年度を目途に中学 3 年生の参加競技の拡充を実施する。

## 7．種別の年齢区分の見直し

少年種別の参加年齢については、現在、学校教育制度を基本にした年齢基準により定めているが、競技者育成・発掘の観点から、今後、「少年」の名称の変更を含め、当該競技におけるジュニア競技者の育成に対応した年齢基準の導入も視野に入れ、「少年」、「成年」種別の年齢区分の見直しについて検討していく。

## 8．国体独自の競技方法の見直し

一部の競技において採用されている国体独自の競技方法については、今後、トップアスリートの参加を促進するために競技団体との調整を図り、見直しについて検討していく。

## 9．ドーピングコントロール検査の導入

競技者の健康管理と国内最高の総合スポーツ大会としての国体の意義と価値を保つため、本会が中心となり、平成 15 年第 58 回夏季大会からドーピングコントロール検査を実施する。併せて、都道府県体育協会や競技団体と連携して、平成 14 年度から実施している国体選手を中心としたアンチ・ドーピング普及・啓発活動について、今後とも積極的に継続実施していく。

## 10．組合せ抽選会の公開

組合せ抽選会については、これまで国体委員立会いのもとで実施してきたが、今後は、国体の PR、組合せ抽選の透明性をより一層図るために、メディア、チーム関係者、開催地関係者などに公開し、平成 17 年第 60 回大会を目途に、特定会場での「合同公開抽選会」を実施できるよう検討していく。

## 11．公正な判定の徹底

競技において、不正な判定行為などが明らかになった場合は、実施競技（種目）から除外することも検討する。なお、このような事態が生じないよう、競技団体に対し、特に審判等に対してルールの遵守とフェアプレイの精神の重大さについて、常に自覚する指導体制を整えていくよう要請する。

## 12．ボールゲームの組合せの改善

ボールゲームでは、原則として、1 試合も行わずに「総合得点圏内( 8 位以内)」

に進出する試合形式は行わない。ただし、参加数が 15 県以下となる場合は、別に定める組合せガイドラインによるものとし、平成 15 年度中に作成する。

### 13. ボランティアの育成

国体におけるボランティア活動を、国体時の一過性のものとして終わらせることなく、都道府県の各機関・組織と連携して、その組織化を図るとともに、今後の活動を促進させるための基盤を整備する。

## 【大会運営の簡素・効率化】

### 1. 各季別大会の見直し

#### (1) 夏季・秋季大会開催の一本化

夏季大会及び秋季大会については、競技施設の有効活用、トップアスリートの参加促進、参加者の宿泊等の確保、交通・輸送体制の緩和及び実施競技の好適時期への配慮など、諸事項を考慮して季別の枠組みを一本化することとし、次の事項に基づいて、平成 20 年第 63 回大会までに実施する。

- 1) 大会名 第 回国民体育大会
- 2) 会 期 原則として、9 月中旬～10 月中旬までの 11 日間とする。
- 3) 開・閉会式 現行の開催基準要項に準じる。

#### 開会式

大会第 1 日目に実施する。

開会式会場は、陸上競技場に限定しないこととし、条件が整う屋内施設での実施も可とする。

参加選手団の集合時間の短縮、選手団の入場方法及び集団演技等の簡素化などについては、開催都道府県において十分に配慮するものとする。

#### 閉会式

大会最終日に実施する。

#### 4) 競技会日程

会期決定後において、競技団体と調整の上、決定する。

競技会日程の調整にあたっては、施設の有効活用を第一義とし、主要国際競技会の開催日程なども考慮の上、本会、競技団体及び開催都道府県と協議して、開会式の参加を中心とした実施競技数と閉会式の参加を中心とした実施競技数が、概ね均等となるよう配慮する。

#### (2) 冬季大会開催のあり方

冬季大会については、冬季スポーツ特有の日程・会場（施設）など、開催

地選定の条件が整う適地が限定される現状を考慮し、一定の期間を「冬季大会シーズン」として定め、次の事項について、平成 16 年度を目途に基本方針を策定する。

- 1) 競技別、種目別の分散開催
- 2) 開催地拠点地域での持ち回り開催

## 2. 大会規模の適正化

昨今の厳しい社会・経済状況下で、地方財政は緊縮化が進んでいる。時代に適応して継続発展させていくためには、大会規模の適正化、すなわち参加総数の削減は不可欠な課題となる。

国体委員会では、大会規模の適正化を図るため、現行の参加総数を 15%(4500 人)程度削減することとし、次に示す「国民体育大会の大会規模削減に関する基本的な考え方」を取りまとめた。

### 【国民体育大会の大会規模削減に関する基本的な考え方】

1. 現在実施の正式競技については、現行基準により採用されてきた経緯を尊重し、当分の間、継続実施していくものとする。
2. 各競技とも次に示す整理・統合の基本的な考え方により、種別及び種目の設定について、統廃合を行い、参加者数を削減する。
  - (1) 実施競技の同一種別において、年齢区分等による複数種別は設けない。
  - (2) オリンピック及びアジア競技大会の実施競技において、採用されていない種別については廃止する。
  - (3) スポーツの特性から、順位を競わせることについて不適当な種目は廃止する。
  - (4) オリンピック大会採用種別、種目を除き、本大会及びブロック大会予選会等の参加が少ない種別、種目は廃止する。
  - (5) 個人競技における種別、種目の参加年齢は撤廃する。
3. 各競技団体に対して実施したアンケート調査等の結果と分析から、下記の項目により評価されたランクに基づき、実施競技の現行の参加者数については、22%を上限に削減する。ただし、上記の第 2 項により、既に削減した競技においては、その削減数を考慮し、評価ランク内で調整する。

#### 【評価項目：詳細については、資料 2 を参照】

1. 競技団体における活動性に関して (評価項目数：11)
2. 競技団体の国際性に関して (評価項目数：3)
3. 競技団体の国体への貢献性に関して (評価項目数：7)

この大会規模削減に関する基本的な考え方に基づき、競技種別・種目の廃止及び統廃合並びに各競技の参加者数の削減などを具体的に明示し、競技団体との調整を精力的に実施した。

競技団体と調整の結果、3月25日現在、別表資料3の通り、40団体のうち合意を得られた団体が35団体、調整中の団体は1団体、合意を得られていない団体は4団体となっている。

合意を得られていない4団体及び調整中の1団体については、具体的に次の通りとなっている。

- (1) 本会から提案した廃止対象種別について、合意していない団体  
(ただし、本会から提案した削減数は合意している。)

日本バレーボール協会(9人制バレーボール成年男女種別)	
日本体操協会(新体操少年男子種別)	計 2 団体

- (2) 本会から提案した削減数について、合意していない団体

全日本アーチェリー連盟、日本アイスホッケー連盟	計 2 団体
-------------------------	--------

- (3) 本会から提案した削減数について、調整中の団体

日本自転車競技連盟	計 1 団体
-----------	--------

以上の競技団体については、平成15年度を目途に、合意が得られるよう継続して協議を重ねていくこととした。

なお、削減後の参加人員による各競技の実施時期については、平成20年第63回大会から適用する。

### 3. 競技会開始式の廃止

各競技会開始式については、開催地の財政負担等に鑑み、平成16年第59回大会から、原則として行わないこととする。ただし、会場地等の判断により実施する場合は、簡素化を旨とし、選手のコンディションに配慮した内容とする。

### 4. 公開競技の見直し

- (1) 「スポーツ芸術」については、平成20年第63回大会から、公開競技としての位置づけから、開催都道府県が主体的に企画、実施する文化行事に変更する。
- (2) 「高校野球」については、当面、公開競技として実施する。
- (3) 現行の開催基準要項に規定している「開催県が希望する公開競技」については、平成20年第63回大会から削除することとする。

(4) 国体の活性化と競技者育成・強化の観点から、公開競技の位置づけを明らかにするため、新たに公開競技採用基準を平成 16 年度までに策定する。

#### 5．記録・情報システムの開発

現在、開催都道府県が取り進めている記録・情報システムの効率化と開発について検討する。

#### 6．施設の弾力的運用

各競技施設については、既存施設の活用に努め、施設の新設等は大会開催後の有効活用を考慮し、必要最小限にとどめるものと定めている。

今後、開催内定前に競技施設の選定において調整する必要が生じた場合、本会が開催都道府県及び当該競技団体と協議し、弾力的な運用を行うこととする。

なお、内定又は決定後における競技団体等からの競技施設の変更要望については、所定の手続きに基づいて、主催者間で情報の共有を図ることとする。

#### 7．近接県の競技施設の活用

開催都道府県内での実施が困難な競技があった場合は、近県又はブロック内の既存施設の活用を第一義とすることを開催基準要項で示されているが、その場合の競技運営等については、開催都道府県の責任のもとで調整を行うこととする。

#### 8．企業協賛制度の導入

国体の企業協賛制度の導入については、本会全体の企業協賛への取組みの中で、開催都道府県の財政負担の軽減と国体の活性化を視野に入れて積極的な展開を図っていくこととする。併せて、開催都道府県及び都道府県体育協会においても独自の協賛事業を拡充していくことが予想されることから、本会と開催都道府県等の調整を含め対応を行うこととする。

#### 9．開催地選定のあり方

開催地については、同一都道府県内での全競技開催の原則にこだわらずに、将来的には「広域開催」(中心的な開催地とそれを支える都道府県)を視野に入れた検討を行うこととする。ただし、その場合は、中心的な開催地とそれを支えるその他の開催都道府県との役割分担等について、プレゼンテーションを行うとともに、開催地と本会が調印を行うこととする。

#### 10．国体ブロック枠の見直し

国体ブロック枠については、平成 16 年度を目途に、ブロック枠の見直しを検討する。

## おわりに

国体委員会は、今回の国体改革のまとめにおいて、国体の意義・役割など時代に適応した大会の性格やあり方を示した上で、大会の充実・活性化と大会運営の簡素・効率化の視点から種々検討を行ってきた。

取りまとめた改革内容については、それぞれの事項に実施目標年度をできるだけ明示し、その課題解決に向けて文部科学省、都道府県、競技団体など、関係機関・団体との連携を図りつつ、理解と協力を得て積極的に取り組んでいくこととしている。

特に、改革実現の実施時期を明記した諸事項の中で、開催都道府県、競技団体及び参加都道府県などにおいて調整が図られ、実施可能な体制が整備できれば、実施目標としている時期に拘わらず早期実現を図っていくという対応も可能と考えている。

国体改革に向けて取り組むべき内容は、かなり広範囲にわたっているものの、積み残した課題も少なくない。その意味では、国体改革は、まだ緒についたばかりであるといえる。つまり、これからの改革実現に向けた具体的な取組みにより、改革内容がどの程度の成果をあげたかについて判断した上で、改革をめぐる全体的な評価をしていく必要があるということである。

今回の国体改革をめぐって、関係機関・団体、とりわけ競技団体との調整の中で取り上げられた主な課題は、次の通りである。

- ・女子種別の拡充
- ・種別の年齢区分の見直し
- ・国体独自の競技方法の見直し
- ・冬季大会開催のあり方
- ・国体ブロック枠の見直し
- ・季別における実施競技・種目のあり方（冬季大会における実施競技・種目）
- ・実施競技の採用基準の策定及び参加人数枠の見直し

これらの事項については、今後、引き続き検討を重ね、具体的な対応策を明示していくこととする。

また、スポーツを取り巻く環境がめまぐるしく変化していく中で、スポーツ界の急速な動向にも対応して、国体が時代に適応した大会として広く国民の理解を得るためには、今後も概ね5年をスパンとして、21世紀の国体のあり方を求め、継続して改革を推進していく必要があると考えている。

## 添 付 資 料

### 資料

- 1．国民体育大会改革の推進計画 ..... 16
- 2．競技団体の評価に関する資料 ..... 18
- 3．大会規模の適正化に関する競技団体との調整状況 ..... 20  
(平成15年3月25日現在)

### 参考資料

- 1．国体の簡素・効率化に関する要望書 ..... 21  
(平成10年8月6日)
- 2．今後の国体の簡素化に関する基本的方向 ..... 23  
(平成12年11月30日)
- 3．国民体育大会に関する緊急決議 ..... 25  
(平成14年12月19日)

## 国民体育大会改革の推進計画

項 目	実施目標時期	備 考
大会の充実・活性化】		
1. 参加資格の見直し (1) 参加制限等の撤廃 ・競技団体が定めている参加制限等の撤廃	平成17年第60回大会までに対応	平成15年度において、関係競技団体と協議を行い、実施可能な団体から大会要項に記載する。
2. 所属都道府県の統一 ・成年種別の所属都道府県を「居住地を示す現住所」・勤務地」 「ふるさと」のいずれかとする。	平成17年第60回大会から適用	平成15年度において、開催基準要項を改訂する。
3. 国内移動選手の制限 ・異なる都道府県から出場する場合は、特別（卒業、結婚、離婚）な場合を除き、 2大会の間を置かなければならない。	平成15年第58回冬季大会スケート・アイスホッケー 競技会から適用済	
4. 外国籍競技者の参加 ・永住者の参加 ・少年種別における就学生への取扱い ・上記以外のその他の外国籍競技者の取扱い	永住者は、平成18年第61回大会を目的に調整 ・就学生は、平成17年第60回大会から適用 ・永住者、就学生以外の外国籍競技者は、 平成15年度中に関係機関・団体と調整	関係機関・団体等と調整の上、具体案を策定する。
2. ふるさと選手・制度（仮称）の導入	平成17年第60回大会から導入	平成15年度において「ふるさと選手」制度を策定する。
3. 予選免除の拡大 ・オリンピック大会、アジア大会及び競技団体が指定する世界選手権 大会等の代表選手の予選免除	平成15年第58回冬季大会スケート・アイスホッケー 競技会から適用済	
4. 参加選手の範囲 ・プロフェッショナル競技者として認定されていない者の参加 ・プロフェッショナル競技者の参加	平成17年度までに開催基準要項に明示 今後、検討を進める。	今後、各競技団体の実態を把握する。
5. 女子種別の拡充 ・各競技における女子種別の拡充	平成17年度を目的に基本方針を検討	
6. 中学3年生の参加競技の拡充 ・中学3年生の参加競技の拡充	平成18年度を目的に実施	関係機関・団体等との協議・調整を図る。
7. 種別の年齢区分の見直し ・少年、成年、種別の年齢区分の見直し		見直しに向けて、競技団体の実態を調査する。
8. 団体独自の競技方法の見直し		競技団体の実態を把握し、関係団体との協議を行う。
9. ドーピングコントロール検査の導入 ・ドーピングコントロール検査の導入 ・アンチ・ドーピング普及啓発活動の促進	平成15年第58回夏季大会から実施 ・平成14年度から展開	
10. 組合せ抽選会の公開 ・特定会場での「合同公開抽選会」の実施	平成17年第60回大会を目的に実施を検討	平成15年度において、具体案を策定する。

項 目	実 施 目 標 時 期	備 考
11.公正な判定の徹底		実施競技団体へ要請する。
12.ボールゲームの組合せの改善 組合せガイドラインの作成	平成15年度中に作成	
13.ポラテニアの育成 ポラテニアの組織・活動基盤の整備		国体開催県における組織状況等の調査を実施する。
―大会運営の簡素・効率化―		
1.各季別大会の見直し (1)夏季・秋季大会開催の一本化 ・夏季、秋季の季別枠を撤廃 (2)冬季大会開催のあり方 競技別、種目別の分散開催 開催地拠点地域での持ち回り開催	平成20年第63回大会までに実施  平成16年度を目的に、基本方針を作成	平成15年度において、開催都道府県等との調整を行う。
2.大会規模の適正化 現行の参加枠数約30000人を15% (4500人)程度削減	平成20年第63回大会から適用	平成15年度中を目的に、合意を得られていない競技団体との調整を進める。
3.競技会開始式の廃止 各競技会開始式の廃止	平成16年第59回大会から適用	関係機関・団体等へ周知する。
4.公開競技の見直し (1)スポーツ芸術の位置づけの変更 (2)高校野球は、当面、現行の通り (3)開催県が希望する競技」を現行の規定より削除 (4)公開競技採用基準の策定	平成20年第63回大会から適用  平成16年度までに策定	平成16年度までに具体案を策定する。
5.記録・情報システムの開発		
6.施設の弾力的運用		既存施設の有効活用を第一義とし、開催県及び当該競技団体と積極的調整を図る。
7.近接県の競技施設の活用		
8.企業協賛制度の導入		本会協賛制度の取組みの中で、積極的に展開する。
9.開催地選定のあり方		広域開催を視野に入れて検討を行う。
10.国体ブロック枠の見直し	平成16年度を目的に見直しを検討	

### 競技団体の評価に関する資料

[ . 評価項目：延 21 項目 ]

#### 1 . 競技団体における活動性に関して ( 評価項目数：11 )

##### ( 1 ) 登録競技者数 ( 評価項目数：2 )

- 1) 当該競技の振興の取組みとして登録競技者(チーム)数を評価する。
- 2) 各都道府県において、予選会が充分に行いうる状況かどうかについて評価する。

##### ( 2 ) 指導者数 ( 公認スポーツ指導者 ) ( 評価項目数：2 )

- 1) 指導者養成の取組みとして、登録指導者数を評価する。
- 2) 指導者 1 人当たりの登録競技者(チーム)数を評価する。

##### ( 3 ) 審判員数 ( 評価項目数：1 )

- 1) 審判員 1 人当たりの登録競技者(チーム)数を評価する。

##### ( 4 ) 国内組織の整備状況 ( 評価項目数：3 )

- 1) 法人格の有無
- 2) 支部組織の都道府県体育協会への加盟状況
- 3) 競技者登録に関する実態の把握状況

##### ( 5 ) 一貫強化システム等の構築状況 ( 評価項目数：2 )

競技者育成や競技普及のためのプログラム作成状況について評価する。

- 1) 競技者育成プログラム
- 2) 競技普及プログラム

##### ( 6 ) アンチ・ドーピング ( 評価項目数：1 )

- 1) アンチ・ドーピングへの取組み状況について評価する。

#### 2 . 競技団体の国際性に関して ( 評価項目数：3 )

##### ( 1 ) オリンピック、アジア大会における競技の採用状況 ( 評価項目数：1 )

- 1) オリンピック大会等の競技採用状況を把握し、評価する。

##### ( 2 ) 国際連盟の有無及び加盟国数 ( 評価項目数：2 )

国際連盟の有無及び加盟状況を把握し、評価する。

- 1) 国際連盟への加盟の有無
- 2) 国際連盟の加盟国数

#### 3 . 競技団体の国体への貢献性に関して ( 評価項目数：7 )

##### ( 1 ) 各競技団体の国体への取組み姿勢 ( 評価項目数：2 )

各競技団体が国体参加に対し、トップアスリート及びジュニアアスリートの育成に有益と考えているかどうかについて評価する。

- 1) トップアスリートの育成
- 2) ジュニアアスリートの育成

##### ( 2 ) 一流競技者の参加状況 ( 評価項目数：1 )

- 1) 過去の 3 大会 ( 第 55 回 ~ 第 57 回大会 ) において、どの程度一流競技者が参加しているかどうかについて評価する。

ただし、軟式野球、相撲、弓道、剣道、山岳、銃剣道、なぎなたの 7 競技は評価より除く。

## (3) 参加規定の評価 (評価項目数: 2)

参加資格の制限及び監督への有資格者の取組み状況について評価する。

- 1) 一流競技者等の参加制限の有無について評価する。
- 2) 監督に公認スポーツ指導者有資格者を配置することへの取組みを行っているかどうか評価する。

## (4) フルエントリー競技種目の参加状況 (評価項目数: 1)

1) 過去の2大会(第56回及び第57回大会)において、フルエントリー種目への都道府県の参加状況について評価する。

## (5) ブロック大会の参加状況 (評価項目数: 1)

1) 過去の4大会(第54回～第57回大会)における各種目への都道府県の参加状況について評価する。

## [ . 評価方法]

1. 各項目において、A, B, Cの3段階評価を行う。
2. 評価の内容を数字の評価に置き換える。  
A評価: 5点、 B評価: 3点 C評価: 1点
3. 各競技における全体評価を総合得点で表記し、下記により、得点率を算出する。なお、競技により「評価項目数」が異なる。
  - (1) 延21項目の競技 (満点: A評価5点×21項目=105点)  
得点率 = 競技の総得点 ÷ 105点 × 100%
  - (2) 延20項目の競技 (満点: A評価5点×20項目=100点)  
得点率 = 競技の総得点 ÷ 100点 × 100%
  - (3) 延19項目の競技 (満点: A評価5点×19項目=95点)  
得点率 = 競技の総得点 ÷ 95点 × 100%
  - (4) 延18項目の競技 (満点: A評価5点×18項目=90点)  
得点率 = 競技の総得点 ÷ 90点 × 100%
  - (5) 延17項目の競技 (満点: A評価5点×17項目=85点)  
得点率 = 競技の総得点 ÷ 85点 × 100%
4. 下記の得点率により、A, B, Cの3評価を行う。
  - A評価: 得点率 82%以上
  - B評価: 得点率 72%以上
  - C評価: 得点率 72%未満

## [ . 評価の結果に基づく削減率と対象団体数]

- |     |         |          |
|-----|---------|----------|
| A評価 | 削減率 12% | 団体数 13団体 |
| B評価 | 削減率 17% | 団体数 20団体 |
| C評価 | 削減率 22% | 団体数 7団体  |

\* 削減後の参加者数は、評価に基づき、現行の開催基準要項細則(平成15年3月4日現在)に記載の算定基礎数に上記削減率を乗じた数となる。

## 大会規模の適正化に関する競技団体との調整状況

## 1. 種別の廃止について

(財)日本バレーボール協会

9人制バレーボール競技(種別:成年男子・成年女子)の継続実施を要望

(財)日本体操協会

体操競技新体操競技(種別:少年男子)の継続実施を要望

## 2. 参加者削減数について

競技	調整状況	備考
1 陸上競技		
2 水泳		
3 サッカー		
4 スキー		
5 テニス		
6 ボート		
7 ホッケー		
8 ボクシング		
9 バレーボール		* 9人制バレーボール競技(成年男子・成年女子)の継続実施要望
10 体操		* 新体操競技(少年男子)の継続実施要望
11 バスケットボール		
12 スケート		
13 レスリング		* 女子種目の採用を要望
14 セーリング		
15 ヲイトリフティング		* 女子種目の採用を要望
16 ハンドボール		
17 自転車		* 削減数を調整中/新種目の導入、種目の選択制、成年・少年混合のチーム編成、女子種目の新設等を要望
18 ソフトテニス		
19 卓球		
20 軟式野球		
21 相撲		* 女子種目の採用を要望
22 馬術		
23 フェンシング		
24 柔道		
25 ソフトボール		
26 バドミントン		
27 弓道		
28 ライフル射撃		
29 剣道		
30 ラグビーフットボール		* 成年男子7人制の採用を要望
31 山岳		
32 カヌー		
33 アーチェリー	×	* 削減数は合意していない
34 空手道		
35 アイスホッケー	×	* 削減数は合意していない
36 銃剣道		
37 クレー射撃		
38 なぎなた		
39 ボウリング		
40 ゴルフ		

## 《参考》

## 大会規模削減の達成状況

合意を得られた団体数	現行規定の参加人員 A	削減数 B	調整後の削減数 C	削減後の参加人員 A - C	達成率 C ÷ B
37団体	27,297	4,281	4,275	23,022	99.9%

調整中の団体名	現行規定の参加人員 A	削減数 B	削減回答数 C	削減調整数 B - C
自転車	611	104	47	57

合意を得られていない団体名	現行規定の参加人員 A	削減数 B	削減回答数 C	削減調整数 B - C
アーチェリー	332	56	0	56
アイスホッケー	840	184	0	184

財団法人 日本体育協会  
会長 安西孝之 様

## 要 望 書

国民体育大会の開催につきましては、平素から格別の御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

国民体育大会は、スポーツを普及し、国民の健康と体力の増進を図るとともに、地方のスポーツと文化の振興に寄与するために開催する我が国最大のスポーツの祭典であり、毎年各県持ち回りで開催されております。

開催県におきましては、各県が連携を図りながら 21 世紀にふさわしい国民体育大会のあり方を模索し、それぞれの開催県らしさが表現できる大会となるよう、国及び関係機関の御理解と御協力をいただきながら取り組みを進めているところです。

つきましては、開催県におきまして重要な課題となっている次の事項について、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 10 年 8 月 6 日

神奈川県  
熊本県  
富山県  
宮城県  
高知県  
静岡県  
埼玉県

## 国体運営の簡素・効率化の取り組みについて

国体に関しては、華美な大会運営及び過大な競技施設の整備、過剰な競技用具の整備など国体の準備・運営に多くの問題が生じており、これらを見直し、解決することが緊急の課題となっております。

昭和58年10月5日には、国体委員会が「2巡目以降の国体のありかた」に関し「準備・運営にあたっては、より一層、質素・簡素化に努める。」旨の答申を行っているところですが、国体を円滑に開催していくためには、運営の簡素・効率化に向けた一層の取り組みが求められているところです。

つきましては、次の事項について、特段の御配慮をお願いします。

- 1 国体運営の簡素・効率化に積極的かつ具体的に取り組むとともに、貴協会加盟の競技団体に指導を図ること

## 経費負担のあり方について

国民体育大会は、スポーツ振興法において、(財)日本体育協会、国及び開催地都道府県が共同して開催することとなっております。

しかし、運営費のほとんどを開催地都道府県や市町村が負担しているのが実態であり、地方は厳しい財政状況の中で、その予算確保に苦慮しております。

国民体育大会を今後とも本来の目的に添って開催していくためには、共同開催する日本体育協会、国、都道府県がそれぞれ責任を果たしていく必要があります。

つきましては、次の事項について、特段の御配慮をお願いします。

- 1 国民体育大会の運営に対して、共催者として応分の負担を行うこと

平成 12 年 11 月 30 日  
財団法人日本体育協会

## 今後の国体の簡素化に関する基本的方向

平成 10 年 8 月に国体の開催予定県（7 県）から文部省及び日本体育協会に対して国体簡素化等の要望書が提出された。これを受け、文部省、日本体育協会及び国体の開催予定県は主催者連絡会議を開催するとともに、日本体育協会では各競技団体と個別に国体の簡素化等についての協議を行ってきたところである。

こうした結果を踏まえ、今後下記により、日本体育協会の定める「国体開催基準要項」の見直しを含め、文部省、日本体育協会及び国体の開催予定県は、それぞれの役割に応じた国体の簡素化に向けた取組を一層推進し、国体の運営改善を図ることとする。

### 記

#### 1 国体の開催を巡る関係団体の役割・責任

国体関連施設・用具の整備やリハーサル大会の開催等については、開催都道府県あるいは開催市町村（以下、「開催市町村等」という）が「国体開催基準要項」等を踏まえつつ関係中央競技団体等との協議の上、その責任において実施することとする。

なお、この協議の過程において、両者の間に調整が困難な問題が生じた場合には、日本体育協会は必要に応じ、両者の調整・指導を行うものとする。

また、文部省においては主催 3 者の意向が十分反映されるよう主催者連絡会議を定期的に開催する。

#### 2 施設整備

##### （1）基本的考え方

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設等は、国体開催後の有効活用を考慮し、必要最小限のものとする。

##### （2）近隣都道府県の既存施設の活用

国体競技の実施に当たり、国体開催後の適切な後利用が見込めない施設を新設しなければならない場合には、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができることとする。

##### （3）施設基準の弾力的運用

開催基準要項細則の施設基準は、開催市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催市町村等において各中央競技団体等と調整を行い弾力的な運用を行う。

#### 3 用具

##### （1）用具の整備

中央競技団体等は、開催市町村等に対し、過重な用具の整備を求めないようにするものとする。

また、開催市町村等は、簡素化の趣旨を踏まえ、実状に即した用具の整備を行うものとする。

(2) 用具についてのレンタル方式等の導入

開催市町村等及び中央競技団体は、使用する用具について、当該開催市町村等の現状やスポーツ振興方策を勘案した上で、レンタル方式等の導入を積極的に進める。

4 国体実施競技種目等の整理

日本体育協会は、我が国における競技の普及状況及び競技の国際的動向や競技水準を考慮して、国体の実施種目や参加人員の整理について検討するものとする。

特に、主催者は、開催市町村等の負担軽減及び夏季大会の充実・活性化の観点から、秋季大会実施競技の夏季大会への移行を積極的に進める。その際、競技によっては、夏・秋季両大会で同一施設を併用するなど、施設の有効活用にも配慮するものとする。

5 リハーサル大会

(1) 開催

リハーサル大会は、開催市町村等の判断により開催するものとする。

(2) 大会規模

リハーサル大会を開催する場合には、原則として、本大会の規模を上回らないものとする。

(3) 経費の負担

リハーサル大会を開催する場合には、主催者である中央競技団体においても、大会の運営に係る経費の適切な負担に努めるものとする。

6 その他

(1) 会場地

同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、開催市町村等の都合により会場地が分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

(2) 式典における各種演技等

式典における各種演技等の実施について、開催市町村等は、国体の簡素化の視点に立った見直しを行うこと。

また、リハーサル大会での各種演技等についても、同様な考え方にに基づき取り組むこととする。

文部省、日本体育協会及び開催都道府県は、上記の基本的方向はもとより国体の簡素化に向け適宜見直しを行うこととする。

## 国民体育大会に関する緊急決議

国民体育大会は、昭和21年の第1回大会開催以来、地方のスポーツ施設の充実や競技力の向上など、国民のスポーツ環境の整備やスポーツ文化の発展に総合的に寄与してきたところである。

しかしながら、大会発足当初とはスポーツ環境が大きく変化し、また、開催都道府県の施設整備、大会運営に関わる人的・財政的負担が大きくなってきている。

我々は、国民体育大会の開催にあたって、過剰な準備や運営を厳に慎むとともに、自らの創意・工夫により、新たな地方のスポーツ振興を図りつつ、広く国民が関心を寄せる魅力ある大会となるよう、充実・活性化のため、努力をしてまいる所存である。

国及び財団法人日本体育協会においては、国民体育大会の運営について、一層の簡素・効率化を図り、共催者としての応分の負担を行うとともに、広域単位の開催を含め、魅力ある大会の実現のための改革を目指し、開催都道府県の自主的・弾力的な運営を促進するよう見直しを行うこととされたい。

平成14年12月19日

全 国 知 事 会

